

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫処置に係る国際基準

ISPM 24

植物検疫措置の同等の決定と認定に関する指針

2005 年採択；2021 年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2017

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複製、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは <http://www.fao.org/contact-us/licencerequest> を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト (www.fao.org/publications) で入手が可能であり、また publicationssales@fao.org を通じて購入できる。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

2002 年 3 月 ICPM-4 でトピック *同等に関する指針* (2002-002) を追加。

2003 年 6 月 SC が仕様書 11 *同等に関する指針* をメールにて承認。

2003 年 9 月 EWG が草案を作成。

2004 年 4 月 SC が草案を修正し、MC を承認。

2004 年 6 月 MC に送付。

2004 年 11 月 SC が採択のため草案を修正。

2005 年 4 月 ICPM-7 で基準を採択。

ISPM 24. 2005. *植物検疫措置の同等の決定と認定に関する指針* FAO, IPPC, ローマ

2015 年 3 月 CPM-10 で「植物検疫上のステータス」に関するインク修正。

2015 年 6 月 IPPC 事務局がインク修正を組み込み、CPM-10(2015)に基づく基準手続きの廃止に従い基準を再フォーマット。

2017 年 4 月 CPM が「trading partner」という語の使用を避けるためインク修正を行った。IPPC 事務局がインク修正を組み込んだ。

2021 年 4 月 IPPC 事務局が CPM-15(2021)で指摘されたようにインク修正を適用した。

出版の過程の最近修正：2021 年 5 月

目次

採択

序論

範囲

参照

定義

要件の概要

要件

1. 一般的考慮事項
2. 一般原則および要求事項
 - 2.1 主権
 - 2.2 IPPC のその他の関連する原則
 - 2.3 同等の技術的正当化
 - 2.4 植物検疫措置の同等の適用における無差別
 - 2.5 情報交換
 - 2.6 技術援助
 - 2.7 時間枠
3. 同等の適用に関する特定の要求事項
 - 3.1 特定の病害虫および品目
 - 3.2 既存の措置
 - 3.3 協議の開始
 - 3.4 合意手続き
 - 3.5 同等の決定において考慮される要素
 - 3.6 貿易の非中断
 - 3.7 アクセスの提供
 - 3.8 精査およびモニタリング
 - 3.9 実施と透明性

付属書 1：同等の決定のための手続き

採択

この基準は、2005年4月に第7回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

序論

範囲

この基準は、植物検疫措置の同等の決定および認定に適用される原則と要求事項について説明し、また国際貿易における同等の決定の手続きについて説明する。

参照

本基準は、その他の植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）も参照している。ISPMはIPP（<https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispm>）で入手可能である。

IPPC. 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO.

WTO. 1994. *Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures*. Geneva, World Trade Organization.

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（*植物検疫用語集*）に記載されている。

要件の概要

同等はIPPCの基本原則の一つである（ISPM 1（*国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則*））。

同等は、一般に、品目の貿易に関連する特定の病害虫に関してすでに植物検疫措置が存在するケースに適用される。同等の決定は特定の病害虫リスクに基づいて行われ、また同等は個々の措置、措置の組み合わせ、またはシステムズ・アプローチにおける総合措置に適用される。

同等の決定に際しては、植物検疫措置の評価を行い、それらが特定の病害虫リスクの緩和に有効であると判定する必要がある。また措置の同等の決定に際しては、それらの措置の実施をサポートする輸出締約国の植物検疫システムまたはプログラムの評価が行われることもある。通常、この決定は、情報交換と評価という一連のプロセスを経て行われ、一般に、輸入締約国と輸出締約国との合意による手続きである。情報の提供は、既存の措置と提案する措置が輸入締約国の適切な保護水準（注1）を満たすことができるかどうかを評価できるような形で行われる。

輸出締約国は、輸入締約国に対し、その既存の措置がその適切な保護水準を満たすことにどのように寄与しているかに関する情報を求めることができる。輸出締約国は、代替措置を提案し、この措置がいかに要求される保護水準を達成できるかを示し、輸入締約国はこれについて評価を行う。技

術援助が提供される場合のような一部のケースでは、輸入締約国が代替植物検疫措置の提案を行うこともある。両締約国は、不当な遅延をきたすことなく同等の決定に着手し、意見の相違の解消に努めるべきである。

(注1)

この用語は世界貿易機関の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(WTO-SPS 協定)において定義されている。多くの WTO 加盟国は、この概念を「許容可能なリスクのレベル」と言う場合もある。

要件

1. 一般的考慮事項

同等は ISPM 1 において次のように説明されている。「同等：各国は、全く同一ではないが同じ効果をもつ植物検疫措置を同等と認めることとする。」また同等の概念と同等の原則を守る締約国の義務は、他の既存の ISPM でも重要な構成要素となっている。さらに WTO-SPS 協定第 4 条でも同等について説明している。

同等と認定するプロセスは、提案された代替的植物検疫措置を客観的に検討し、輸入国の既存の措置と同じようにその国の適切な保護水準を達成できるかどうか判定することである。

締約国は代替的植物検疫措置が適切な保護水準を達成できることを認識している。従って、「同等」という表題の下で形式化されなくとも、現在の植物検疫の実施において同等が広く適用されている。

特定の病害虫リスクを管理し、締約国の適切な保護水準を達成するために、以下のものに同等を適用することができる。

- 個々の措置
- 措置の組み合わせ
- システムズアプローチにおける総合措置

システムズアプローチの場合、代替措置は、一つまたはそれ以上の統合された措置と同等のものとして提案されるのであり、システムズアプローチ全体を変更するのではない。同等の取決めは、個々の荷口ではなく品目に適用される。

植物検疫措置の同等の評価は、その措置についてのみ評価するのではなく、輸出証明システムの側面や病害虫リスク管理措置の実施に関連するその他の要素についても考慮する必要がある。

この基準では、輸入締約国が植物検疫措置を講じており、あるいは新たな措置を提案し、輸出締約国が輸入締約国の適切な保護水準を達成する代替措置を提案するという状況に関する指針を提供する。この場合、その代替措置について、同等であるかどうかの評価が行われる。

一部のケースでは、輸入締約国がその適切な保護水準を達成するとみなす多くの植物検疫措置のリストを作成している。締約国は規制対象物に関する同等措置を二つ以上その輸入規則に含めることがのぞましい。これにより、輸出国の異なる、または変化する植物検疫状況を考慮に入れることが

可能となる。これらの措置は、その締約国の適切な保護水準を達成する度合いが異なるかもしれない。輸入締約国がリストに載せている措置の同等の評価は、この基準の主題ではない。

同等は、一般に、輸入締約国と輸出締約国の二国間プロセスであるが、IPPC の基準設定プロセスの一環として代替措置の比較に関する多国間取決めが行われている。例えば、ISPM 15（*国際貿易における木材こん包材の規制*）において代替措置が承認されている。

2. 一般原則および要求事項

2.1 主権

締約国は、適用される国際条約に従い、自国領内において植物の健康を守るために植物検疫措置を適用し、植物の健康にとって適切な保護水準を決定する主権を有する。締約国は、植物、植物生産物及びその他の規制対象物の持ち込みを規制する主権を有する（IPPC 第 VII.1 条）。従って、締約国は、同等の決定に関して決定を行う権利を有する。協力を促進するために、輸入締約国は、植物検疫措置の同等の評価を行う。

2.2 IPPC のその他の関連する原則

同等の評価に際して、締約国は以下の原則を考慮すべきである。

- 最小限の影響（IPPC 第 VII.2 (g) 条）
- 修正（IPPC 第 VII.2 (h) 条）
- 透明性（IPPC 第 VII.2 (b) , 2 (c) , 2 (i) および VIII.1 (a) 条）
- 調和（IPPC 第 X.4 条）
- リスクアナリシス（IPPC 第 II 条および VI.1 (b) 条）
- 管理されるべきリスク（IPPC 第 VII.2 (a) 条および 2 (g) 条）
- 無差別（IPPC 第 VI.1 (a) 条）

2.3 同等の技術的正当化

同等の評価は、病害虫リスクアナリシス（PRA）または既存の措置と提案された措置の評価のいずれかにより、入手可能な科学的情報を使用しリスクに基づいて行うべきである。輸出締約国は、代替措置が特定の病害虫リスクを低減させること、また輸入締約国の適切な保護水準を達成することを立証する技術情報を提供する責任がある。しかし一部のケース（例えば、セクション 3.2 に記載されているケース）では、輸入締約国が代替措置を提案し、輸出締約国に検討を求める場合もある。この情報は、比較が可能であれば、定性的情報でも定量的情報でもよい。

代替措置の精査は必要であるが、新たに完全な病害虫リスク評価を行うことは必ずしも必要ではない。というのも品目の貿易についてはすでに規制が行われているため、輸入国は少なくともある程度 PRA 関連データを保有しているからである。

2.4 植物検疫措置の同等の適用における無差別

無差別の原則は、ある輸出締約国に植物検疫措置の同等が認められた場合、同じ品目および／または病害虫について、関連する病害虫のステータスが同じまたは類似する状況の締約国にもその同等が適用されるべきであるとしている。従って、輸出締約国の代替的植物検疫措置の同等を認める輸入締約国は、無差別的に行動することを約束しなければならない。これは、同一または類似の措置の同等の認定を求める第三国からの要請と、国内の措置の同等の両方に適用される。

しかしながら、植物検疫措置の同等とは、ある輸出締約国の特定の措置について同等が認められたからといって、これが同じ品目もしくは病害虫に関して別の締約国にも自動的に適用されるという意味ではないという点を認識すべきである。植物検疫措置は、常に、当該輸出締約国の政策および手続きを含む植物検疫規制システムおよびペストステータスとの関連において考慮されるべきである。

2.5 情報交換

締約国は IPPC に基づき情報の提供および交換を行う義務があり、同等の決定のためにも情報を提供しなければならない。これには、要求に応じて植物検疫要件の論理的根拠を提供すること（IPPC 第 VII.2 (c) 条）および病害虫リスクアナリシスに必要な技術的・生物学的情報の提供にできるかぎり協力すること（IPPC 第 VIII 条）が含まれる。締約国は、同等の評価に関連するデータの要求を、評価に必要なデータに限定するように努めるべきである。

同等に関する議論を円滑に進めるために、輸入締約国は、要求があれば、その既存の措置が特定の病害虫リスクをいかに低減させ、その適切な保護水準をいかに達成するかを説明する情報を提供すべきである。この情報は、定量的なものでも定性的なものでもよい。そのような情報は輸出締約国が既存の措置を理解する上で役立つはずである。またそれは輸出締約国がその提案する代替措置が病害虫リスクをいかに低減させ、輸入締約国の適切な水準保護をいかに達成するかを説明する上で役立つだろう。

2.6 技術援助

IPPC 第 XX 条に従い、締約国は、別の締約国から要請された場合、同等に基づく措置の策定のための技術援助の提供を考慮することが望ましい。

2.7 時間枠

締約国は、不当な遅延をきたすことなく、植物検疫措置の同等を決定し、意見の相違の解消に努めるべきである。

3. 同等の適用に関する特定の要求事項

3.1 特定の病害虫および品目

同等の決定のために代替的植物検疫措置を比較するプロセスは、通常、特定の輸出品目および病害虫リスクアナリシスにより識別された特定の規制病害虫に関して行われる。

3.2 既存の措置

同等は、一般に、輸入締約国がすでに現在の貿易に関して既存の措置を講じている場合に適用される。しかし輸入締約国から新たな措置が提案される場合にも同等が適用されることがある。通常、輸出締約国は、輸入締約国の適切な保護水準を達成するための代替措置を提案する。技術援助が提供されるような一部のケースでは、締約国が代替措置を提案し、他の締約国に検討を求める場合もある。

新たな品目が輸入のために提供され、そのための措置が存在しない場合、締約国は、通常の病害虫リスクアナリシス（PRA）手続きに関して ISPM 11（*検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス*）及び ISPM 21（*規制非検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス*）を参照すべきである。

3.3 協議の開始

要請があれば、締約国は同等の決定を円滑に進めるために協議を開始すべきである。

3.4 合意手続き

締約国は同等の決定の手続きについて合意すべきである。これはこの基準の付属書 1 において勧告されている手続きまたは二国間で合意された別の手続きに基づくものとすることができる。

3.5 同等の決定において考慮される要素

植物検疫措置の同等の決定は多くの要素によって決まる。これには以下のものが含まれる。

- 室内条件または野外条件下で実証された当該措置の効果
- 当該措置の効果に関する関連資料の調査
- 当該措置の実際の適用に関する経験の結果
- 当該措置の実施に影響を及ぼす要素（例：当該締約国の政策および手続き）

第三国で実施された植物検疫措置の効果を参考として考慮することができる。輸入締約国は当該措置に関する情報を利用して、当該代替措置が病害虫を適切な保護水準まで低減させることにどの程度寄与するかを評価する。

既存の措置と同等として提案された措置を比較する際には、輸入国と輸出国はその措置が指定の病害虫リスクを低減させることができるかどうかを評価すべきである。提案された措置については、それが輸入国の適切な保護水準を達成することができるかどうかを評価すべきである。既存の措置と提案された措置の効果が同じように表される場合（すなわち、要求される反応が同種類の場合）は、病害虫リスクを低減させる効果があるかどうかを直接比較することができる。例えば、くん蒸

処理と冷却処理は、死亡率に基づいてその効果を比較することができる。

二つの措置の効果の表し方が異なる場合は、直接比較することはむずかしいかもしれない。その場合は、提案された措置が輸入国の適切な保護水準を達成できるかどうかについて評価すべきである。そのためにはデータを変換もしくは外挿し、共通の単位を使用して比較できるようにする必要があるかもしれない。例えば、死亡率や病害虫低密度発生地域といった効果を合意された信頼度（例えば、荷口一個当たりまたは一年当たり）で病害虫無発生と関連付けて考えることができれば、比較可能である。

同等の決定に際しては、既存の措置と提案された措置の特定の技術的必要条件を比較するだけで十分であろう。しかし場合によっては、提案された措置が適切な保護水準を達成するかどうかについての判断と、輸出国側にこの措置を適用する能力があるかどうかを関連付けて考える必要があるかもしれない。締約国間ですでに貿易が確立されている場合には、これにより輸出国の植物検疫規制システム（例えば、法律、サーベイランス、検査、証明）に関する知識と経験が得られる。この知識と経験は、両国間の信頼を強化するはずであり、必要であれば、同等の提案の評価に役立つはずである。そのような情報に関連して、輸入国は、技術的に正当化される場合には、特に同等であると提案された植物検疫措置の実施に関連する輸出国の手続きの最新情報を要求することができる。

提案された措置が最終的に受け入れられるかどうかは、その技術の利用可能性／是認、提案された措置の予期せぬ影響（例、植物に対する有害性）、運用面および経済面での実行可能性等の実践上の考慮事項によって決まるだろう。

3.6 貿易の非中断

同等の認定要請の提出自体が貿易の現状を変えることがあってはならない。それは既存の貿易または既存の植物検疫輸入要求事項の中断または一時停止を正当化するものではない。

3.7 アクセスの提供

輸出国は、同等の要請についての輸入国の考慮をサポートするために、技術的に正当化される場合、輸入国が同等の決定のために精査、検査および検証を行うために関連サイトにアクセスすることを手助けすべきである。

3.8 精査とモニタリング

同等の認定後、同等の取り決めに対して引き続き信頼性を与えるために、両国は、同様の植物検疫措置についても同じ精査とモニタリングを実施すべきである。これには、監査、定期点検、不適合の報告（ISPM 13（不適合及び緊急行動の通報に関する指針）参照）またはその他の形による確認が含まれるだろう。

3.9 実施と透明性

要求される透明性を達成するために、規則および関連手続きの修正は、他の利害関係締約国にも提供されるべきである。

この付属書は本基準の規定部分である。

附属書 1：同等の決定のための手続き

植物検疫措置の同等について決定するためにその評価を行うには、以下の双方向の手続きを取ることが望ましい。しかし締約国が同等と決定するために取る手続きは状況によって変化しうる。

推奨されるステップ

(1) 輸出締約国が同等の決定に関心がある旨を輸入締約国に伝え、その指定品目、当該規制病害虫、ならびに既存の措置と提案する代替措置（関連データを含む）を知らせる。それと同時に、輸出締約国は、輸入締約国にその既存の措置の技術的正当化を求めることができる。同等の決定に関する話し合いにおいて、必要な手続きの概要、協議事項および予定表を含む合意を確立することができる。

(2) 輸入締約国は、代替植物検疫措置との比較を行いやすいような形で既存の措置を説明する。輸入締約国の提供する情報には、できるかぎり以下のものを含めるべきである。

- (a) 当該植物検疫措置の目的（それらの措置を講じて緩和する特定の病害虫リスクの特定を含む）
- (b) 可能な範囲内で、既存の植物検疫措置がどのようにして輸入締約国の適切な保護水準を達成するのか
- (c) 既存の植物検疫措置の技術的正当化（必要に応じて、病害虫リスクアナリシスを含む）
- (d) 輸出締約国にとって提案する措置が輸入締約国の適切な保護水準を達成することの証明に役立つ追加情報。

(3) 輸出締約国は、植物検疫措置の同等を立証すると確信する技術情報を提供し、同等の決定を要請する。この情報は、輸入締約国の提供する情報との比較に適した形、従って輸入締約国が必要な評価をしやすいような形で提供されるべきである。これには、以下の要素を含めるべきである。

- (a) 提案する代替措置の説明
- (b) 当該措置の有効性
- (c) 可能な範囲内で、提案する代替措置が輸入締約国の適切な保護水準の達成に寄与すること
- (d) 当該措置の評価がどのように行われたか（例えば、実験室試験、統計分析、実際の実施経験）および実施中の措置の成績に関する情報
- (e) 提案する代替措置と同じ病害虫リスクに対する輸入締約国の既存の措置との比較
- (f) 提案する代替措置の技術面および運用面での実行可能性に関する情報

(4) 輸入締約国は代替植物検疫措置の提案を受け、以下の事項（これらに限定されないが）を考慮に入れて、その評価を行う。

- (a) 輸出締約国からの提案（提案された代替措置の有効性に関する裏づけ情報を含む）
- (b) 当該代替植物検疫措置が適切な保護水準をどの程度達成するかについての定量的または定性

的信息に基づく評価

(c) 提案された代替措置が特定の病虫害リスクを防止または低減するための方法、作用および運用に関する情報

(d) 提案された代替措置の採用の運用面および経済面での実行可能性

評価の段階でさらに詳しい明確化が必要になるかもしれない。輸入締約国は、評価を完了するために追加情報および／または運用手続きへのアクセスを求めることができる。輸出締約国は、輸入締約国から寄せられた技術面での不安に応えるために、関連情報を提供し、また／または関連情報またはサイトへのアクセスを提供し、同等の決定を行うために必要な精査、検査またはその他の検証を円滑に行えるようにすべきである。

(5) 輸入締約国は、その決定を輸出締約国に通知し、要求があれば、その決定に関する説明と技術的正当化理由をできるかぎり速やかに提供すべきである。

(6) 同等の要請を拒否する場合は、二国間の対話により、意見の相違を解決すべく努力すべきである。

(7) 輸入締約国が同等を認める場合には、輸入規則および輸入締約国のその他の関連手続きを速やかに修正することにより実行を実現すべきである。これらの修正は IPPC 第 VII.2 (b) 条に従い伝達されるべきである。

(8) 監査およびモニタリング手続きを定め、認定された同等措置またはプログラムを実施する計画または取り決めにこれらの手続きを含めてもよい。